

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 Part I 個人所得税 (金融・証券税制等) ①

1. エンジェル税制 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社のうち創業及び雇用の促進に係る事業を行う小規模企業者の要件に、国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が常時雇用する従業員の数の10分の2に相当する数以下であることが加えられ、株式の発行期限が2年延長。

2. 完全子会社等への配当の非課税措置等

一定の内国法人が令和5年10月1日以降に支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税が課されないことになり、その配当等に係る所得税の源泉徴収が行われないこととなる。

(1)完全子法人株式等 (株式等保有割合100%) に該当する株式等に係る配当等

(2)配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等 (当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。) の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

3. NISAの上場株式等の受入れに係る要件緩和措置

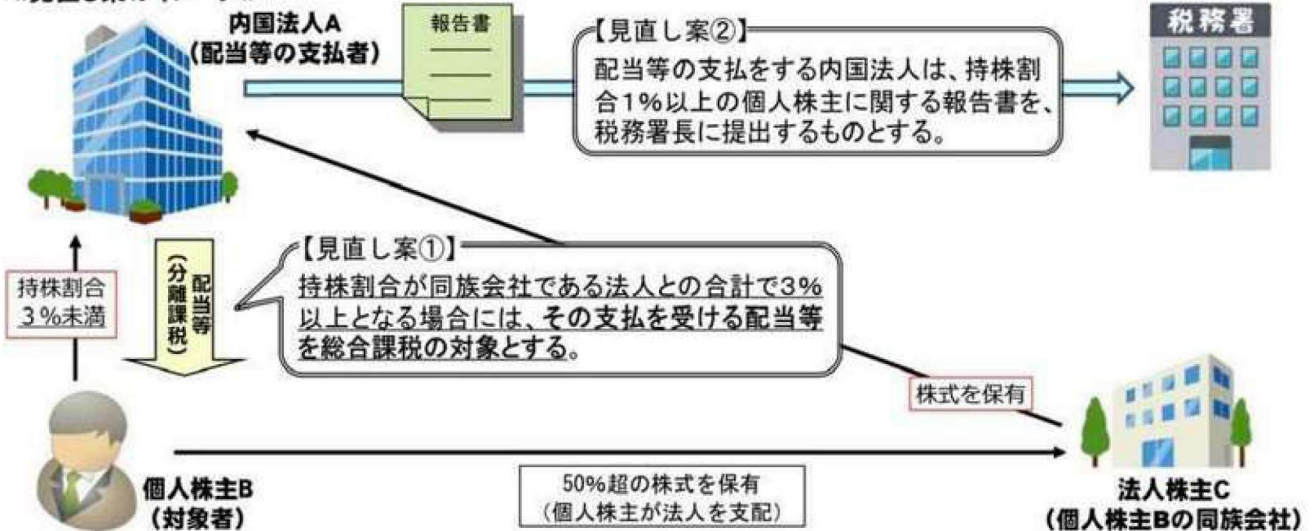
NISAにおける特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れている場合の特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れに係る要件について、特定累積投資勘定への特定累積投資上場株式等の受入れが、当該上場株式等を受け入れようとする日以前6月以内で、かつ、同日が属する年の前年である場合には、当該要件を満たすことになる。

(注) 居住者等がその非課税口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応を運用上行う予定

4. 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例

上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に、同族会社に該当する法人が保有する株式等で発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3以上となる場合におけるその居住者が支払を受けるものは、総合課税の対象とされる。

《見直し案のイメージ》



5. 所得税の非課税等

以下の経済的利益・給付金について所得税は非課税とされる。

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合の経済的利益
- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業及び総合支援資金の特例貸付事業による金銭の貸付けにつき当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合の経済的利益
- 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」、「子育て世帯への臨時特別給付」、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」として給付される給付金 (すでに給付されたものを含む。)

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 Part I 個人所得税(金融・証券税制等) ②

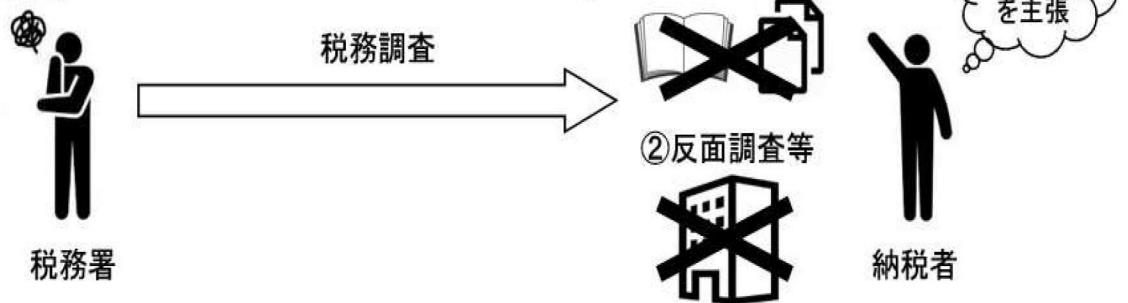
6. 隠蔽仮装行為に基づく確定申告による必要経費不算入制度

令和5年分以後の所得税につき、不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得(一定の者に限る)を生ずべき業務を行う者が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額(資産の販売等における当該資産の取得に直接に要した額等として一定の額を除く。以下「売上原価の額」という。)及びその年の販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しないこととする。

(注) その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

①帳簿書類等から明らかにされない場合及び②相手先が明らかである・取引が行われたことが推測されるが反面調査等においても明らかにされない場合は、必要経費不算入・損金不算入とする。



7. 納税地の特例制度等

申請等の簡素化を図る観点から、令和5年1月1日以後に所得税の納税地に異動があった場合及び納税地を変更する場合の届出書の提出を不要とする。また、個人事業者における消費税の納税地についても同様とする。

8. 社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続等

- (1) 年末調整や確定申告書等に添付等することとされている社会保険料又は小規模企業共済等掛金に係る控除証明書について、電磁的記録を印刷した書面で真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの(QRコード付証明書)による電磁的記録夜提出(データ提出)を可能とする。
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により確定申告を行う場合において、マイナポータルを使用して取得する上記(1)の控除証明書に記載すべき事項が記録された情報で控除証明書を交付すべき者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものの送信をもって、控除証明書の添付等に代えることができることとする。
- ※令和4年分以後の確定申告書、令和4年10月1日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合に適用。

9. 国民健康保険税

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を65万円に引き上げる。
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円に引き上げる。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 Part II 相続・贈与税①

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等【贈与税】

(1)直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しが行われ適用期限が令和5年12月31日まで2年延長される。

①令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る贈与を受けて新築等（契約の締結時期にかかわらず）をした場合における非課税限度額は以下のとおりとなる。

	現行（～R3.12.31）	改正案（R4.1.1～）
判定時期	契約の締結日	贈与日
耐震、省エネまたはバリアフリーの住宅用家屋の新築等	1,500万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	1,000万円	500万円

②適用要件

住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引き下げ）

受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下など）

(2)適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることが加えられる。

(3)受贈者の年齢要件が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられる。（令和4年4月1日以後の贈与に適用）

（注1）上記（（1）①を除く。）の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とされる。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、現行制度と同額とされる。

（注2）上記の改正は、令和4年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。

2. 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予【相続税・贈与税】

農業経営基盤強化促進法等の改正を前提に、農用地利用集積計画の農用地利用集積等促進計画（仮称）への統合等の措置が講じられた後も、引き続き、農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が適用される。

3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度に係る特例承継計画の提出期限の延長【相続税・贈与税】

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が1年（令和6年3月31日まで）延長される。

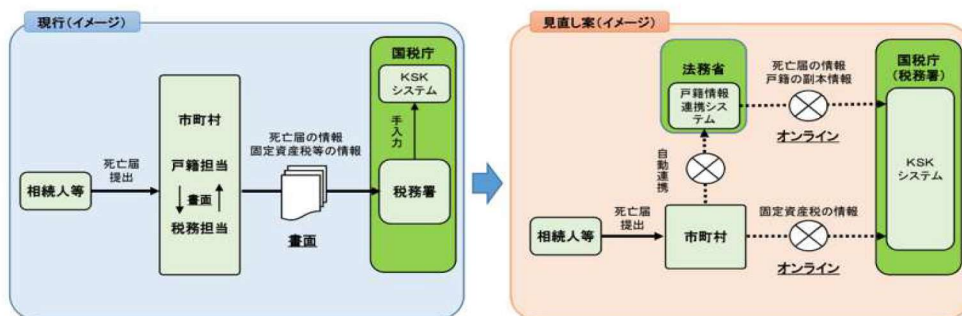
4. 相続税に係る死亡届の情報等の通知の見直し【贈与税】

相続税に係る死亡届の情報等の通知について、次の見直しが行われる。

(1)法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、当該届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報を、当該提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、国税庁長官に通知しなければならない。

(2)市町村長は、当該市町村長等が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、当該届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

（注）上記の改正は戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 Part II 相続・贈与税②

5. 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討【相続税・贈与税】

相続税・贈与税のあり方（令和4年度税制改正大綱 基本的考え方から抜粋）

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要である。

わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定されている。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層にとっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが可能となっている。

今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

あわせて、経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartⅢ 土地・住宅税制・資産課税①

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（ローン控除）の適用要件の弾力化【所得税・住民税】

(1)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限が令和7年12月31日まで延長され、次の見直しが行われる。

①住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は次のとおり。

(イ) 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 の新築等（※1）	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
ZEH（ゼッチ）（※2）水準 省エネ住宅 の新築等	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
省エネ基準 適合住宅 の新築等	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		
認定住宅等で建築後使 用されたことのあるも の（既存住宅）の取得	令和4年・令和5年	3,000万円	10年	
	令和6年・令和7年			

（※1）新築等とは居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得または宅地建物取引業者により一定の増改築が行われた一定の居住用家屋の取得をいいます。

（※2）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

(ロ) (イ)以外の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
新築等	令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	2,000万円		10年
既存住宅の取得 住宅の増改築等	令和4年・令和5年	2,000万円		10年
	令和6年・令和7年		10年	

②適用対象者の所得要件が2,000万円以下（現行：3,000万円以下）に引き下げられる。

③40㎡以上50㎡未満の住宅への適用可否

個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋で令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、本特例の適用ができるものとされる。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用不可。

④省エネ基準の未充足の適用除外

令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋等のうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、本特例の適用ができないこととする。

⑤適用対象となる既存住宅の要件の変更

適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋とみなす。）であることが加えられた。

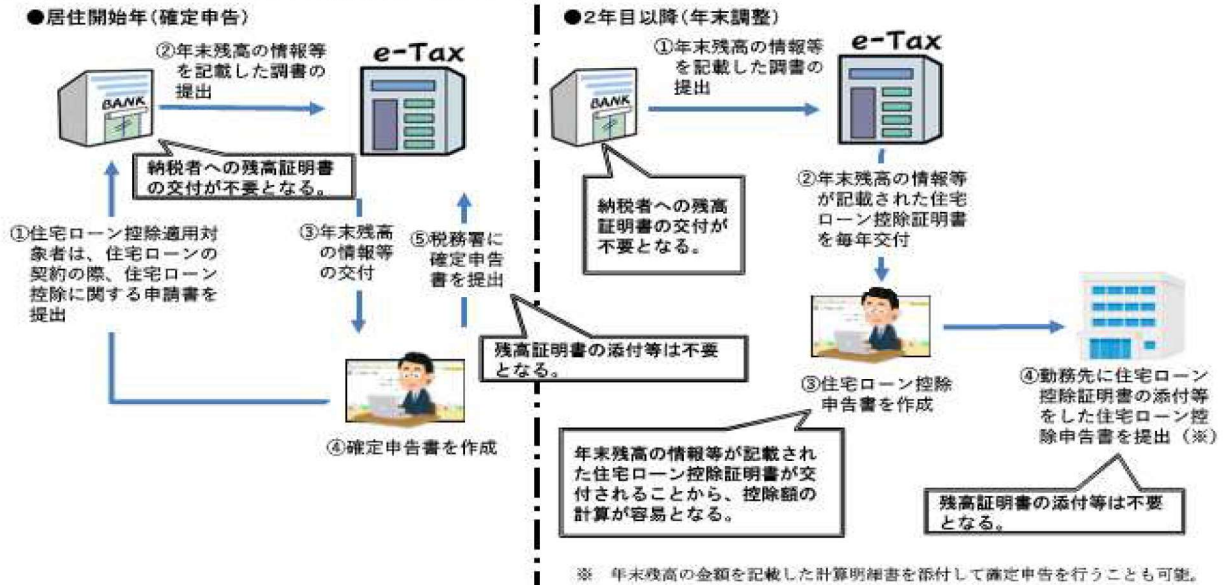
(2)上記(1)についての適用対象者については、所得税額から控除しきれなかった残額をその年分の所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）（現行：所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円））を限度として翌年度分の個人住民税から控除される。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartⅢ 土地・住宅税制・資産課税②

2. 住宅ローン控除に係る申告手続き等の見直し【所得税】

納税者の申告利便の向上の観点から、納税者の残高証明書の提出又は提示を不要とする。これに代えて、銀行等は、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとする。



3. 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除【所得税】

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、対象住宅の新築等をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率を以下のとおりとされる。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和4年	認定住宅	650万円	10%
令和5年	(追加) ZEH水準省エネ住宅		

4. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除【所得税】

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和5年12月31日まで2年延長するとともに、特定の改修工事をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の対象工事、標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率等は次のとおりとされる。

必須工事			その他工事			最大控除額 (必須工事とその他工事合計)
対象工事 (いずれか実施)	対象工事限度額	控除率	対象工事	対象工事限度額	控除率	
耐震	250万円	10%	必須工事の対象工事限度額超過分及びその他のリフォーム	必須工事に係る標準的な費用相当額と同額まで(※2)	5%	62.5万円
バリアフリー	200万円					60万円
省エネ	250万円(350万円※1)					62.5万円(67.5万円※1)
三世同居	250万円					62.5万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円※1)				75万円(80万円※1)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円※1)				62.5万円(67.5万円※1)

※1 カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合

※2 最大対象工事限度額は必須工事と併せて合計1000万円が限度

(令和4年度国土交通省税制改正概要より)

5. 居住用財産の買換え等の特例措置の延長【所得税】

(1)特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

買替資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅等である場合の要件にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えた上、その適用期限が令和5年12月31日まで2年延長される。

(2)以下の譲渡損失の繰越控除制度の延長(適用期限が令和5年12月31日まで2年延長)

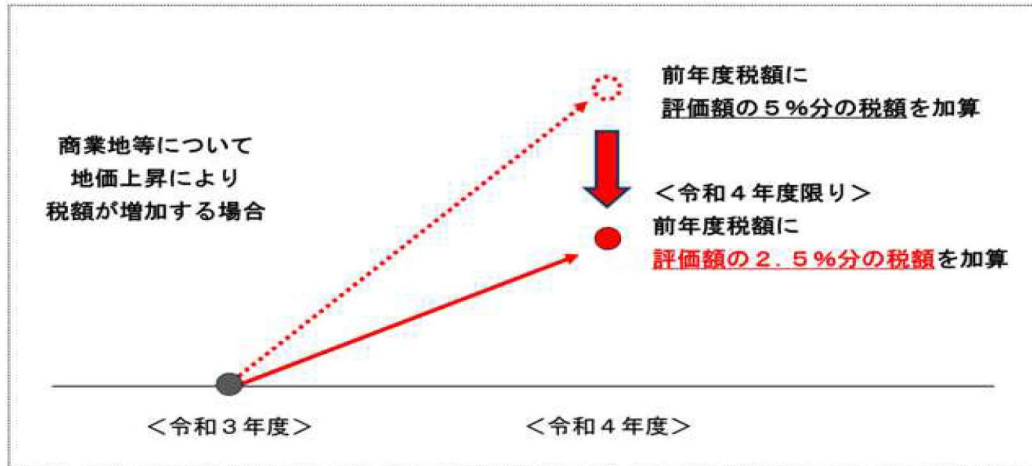
- ①居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- ②特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 浅里
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartⅢ 土地・住宅税制・資産課税③

6. 土地等に係る固定資産税等の負担調整措置【固定資産税】

令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とされる。



※ 住宅用地、農地等については、現行どおり。

※ 都市計画税も同様。

7. 固定資産税の減額措置【固定資産税】

以下の固定資産税の税額の減額措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長される。

- (1)耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置
- (2)バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置
- (3)省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置
 - ①(3)の適用対象となる住宅は平成26年4月1日（現行：平成20年1月1日）に存していた住宅とされる。
 - ②(3)の工事費要件が50万円超から60万円超(※)に引き上げられる。
- (※)断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超が要件とされる。
- (4)新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置（一定の住宅を適用対象から除外）
- (5)新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置

8. 不動産等の登記に係る登録免許税の税率の特例【登録免許税】

以下の登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長される。

- (1)住宅用家屋の所有権の保存登記（一般住宅0.15%、特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅0.1%）
 - (2)住宅用家屋の所有権の移転登記（一般住宅0.3%、特定認定長期優良住宅(戸建)0.2%、特定認定長期優良住宅(戸建以外)及び認定低炭素住宅0.1%）
 - (3)住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記（軽減0.1%）
- （注）適用対象となる認定住宅の要件については、一定の要件加えられる。

9. 相続に係る所有権の移転登記等の免税措置の延長【登録免許税】

適用対象となる土地の範囲に市街化区域内に所在する土地を加え、土地の価額の上限が100万円（現行：10万円）に引き上げられ、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長される。

10. 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額【不動産取得税】

新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡を限度）相当額等の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置（原則2年、特例3年、やむを得ない事情がある場合4年）の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長される。

11. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例【印紙税】

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長される。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartIV 納税環境整備①

1. 財産債務調書制度等の見直し(令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用)

(1) 財産債務調書の提出義務者の見直し

現行※の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。

※現行の提出義務者は①所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない者②その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円超③その年の12月31日において3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する者

(2) 財産債務調書・国外財産調書の提出期限がその年の翌年の6月30日となる(現行はその年の翌年の3月15日)

(3) 財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を100万円未満から300万円未満に引き上げるほか、一定の運用上の見直しを行う。

2. 記帳水準向上のための加算税加重措置(令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用)

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が一定の帳簿(電磁的記録を含む)に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった事前に、国税庁等の職員から帳簿の提示等を求められ、下記のいずれかに該当する場合は通常課せられる過少申告加算税の額は又は無申告加算税の額に申告漏れの税額の10%(下記(2)の場合は5%)に相当する金額を加算する。

(1) 帳簿の提示等をしなかった場合又はその提示等がされた帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合(収入金額の2分の1以上不記載)

(2) 当該職員に提示等がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合(上記(1)に掲げる場合に該当する場合を除く。)(収入金額の3分の1以上不記載)

(注1) 上記の「一定の帳簿」とは、次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいう。

① 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳

② 所得税又は法人税において上記①の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿

③ 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

3. 修正申告書等の記載事項の整備(令和4年12月31日以後に課税期間が終了する申告書について適用)

ワンスオンリーの原則(一度提出した情報は、二度提出することを不要とする)を徹底する観点から当初申告等により税務当局が既に保有している修正申告前及び更正の請求前の課税標準(具体的には①課税標準、②課税標準が控除する金額、③純損失等の金額及び④源泉徴収税額等の記載を不要とする)については記載を不要とする。

なお、最終的な納付税額(還付税額)を算出する過程において必要な情報(修正申告前及び更正の請求前の税額)については、引き続き記載を求める。

【申告書改訂のイメージ(所得税の修正申告書の例)】

現行の取扱い: 別表(第5表)に修正申告前・更正の請求前の課税標準・税額を記載
 改訂のイメージ: 修正申告前・更正の請求前の課税標準 ⇒ 記載不要
 修正申告前・更正の請求前の税額 ⇒ 申告書(第1表)に記載

別表(第5表)は廃止

記載不要化

申告書(第1表)に統合

令和0年分の所得課税及び復興特別所得税の申告書B (FA2200)

第一表 (令和5年分以後に適用)

令和0年分の所得課税及び復興特別所得税の修正申告書(別表) (A2500)

第五表 (令和5年分以後に適用)

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartⅣ 納税環境整備②

4. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式(令和6年度分以後の個人住民税について適用)

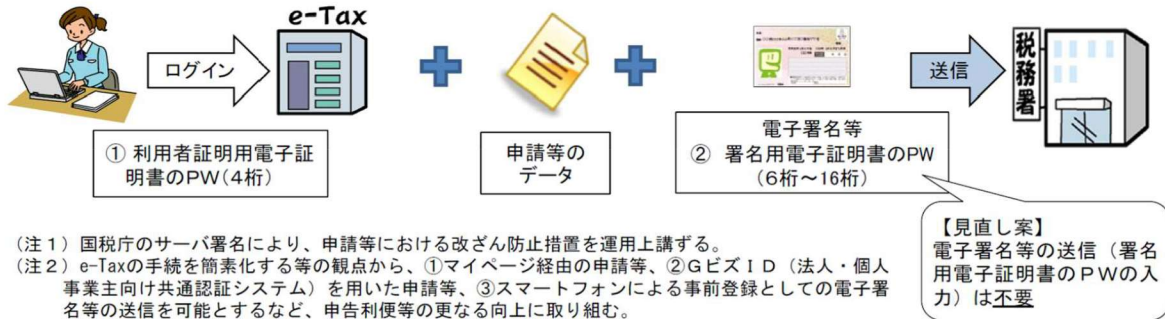
- (1)個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致。
 (2)上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定等の整備を行う。

5. マイナンバーカード利用 e-Tax の利便性向上(令和5年1月1日以後の申請について適用)

マイナンバー法の規定により電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置(国税庁長官が定めるものに限る。)が行われた場合には、個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により申請等を行う際に、電子署名及び電子証明書等の送信が不要。

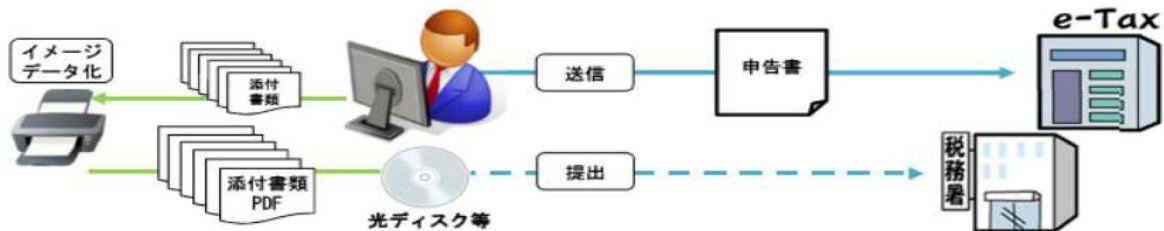
(注)上記の改正と併せて、e-Taxによる手続の簡素化・合理化、GビズID(法人共通認証基盤)を活用した申請等、スマートフォンを使用して上記の本人確認の措置を行うことを可能とする等、申告利便等の更なる向上に取り組む。

【電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxで行う申請等のイメージ】



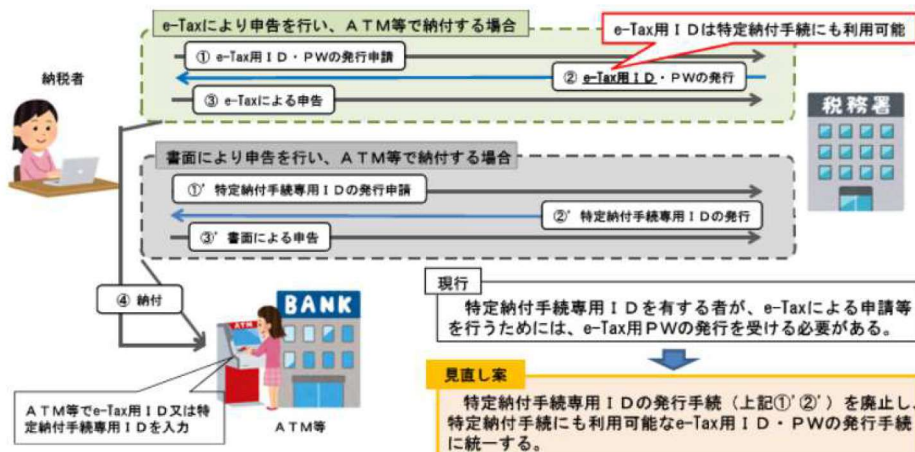
6. 添付書面等記載事項の提供方法の見直し

- (1)電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)による相続税の申告書の添付書面等記載事項(添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項。以下同じ。)の提供方法に、光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法を加える。
 (2)電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)による法人税及び地方法人税の確定申告書等の添付書面等記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法を除外する。



7. 特定納付手続に使用する識別符号の通知手続のe-Taxに係る識別符号及び暗証符号の通知手続への統合

令和5年1月1日から国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(以下「特定納付手続」という)について、特定納付手続に使用する識別符号を通知する手続等を廃止。



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartIV 納税環境整備③

8. タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

- (1) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度及び電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、その付与期間内に国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ（現行：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ）を付す。
- (2) 令和4年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。
- (3) 令和4年4月1日から令和5年7月29日までの間に保存が行われる国税関係書類又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件について、従前どおり上記の記録事項に一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことを可能とする経過措置を講ずる。

9. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための有恩措置の整備

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができる場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる。

(注1) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

(注2) 上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮する。

	要件	旧法	新法
前提条件	① 事前承認	対象外	対象外
入力期間	② 遅滞なく	○	廃止
	③ 通常の期間(最長2か月以内)を経過した後速やかに(概ね7営業日以内)	対象外	○
関係書類	④ システム関係書類を備え付けること(自社開発のプログラムを使用する場合に限る)	○	○
見読装置	⑤ PC、ディスプレイ、プリンタ、操作マニュアル等を備え付け、明瞭な状態で速やかに出力できること	○	○
検索機能	⑥ 一定の検索機能(取引年月日、取引金額、取引先名)の確保	○	○
保存措置	⑦ 書面に出力	⑦～⑩のいずれかを充足	廃止
	⑧ 発行者によるタイムスタンプ付与		⑧～⑩のいずれかを充足
	⑨ 受領者によるタイムスタンプ付与		
	⑩ 訂正・削除履歴の確保		
	⑪ 訂正・削除の防止に関する事務処理の規程		

出典:「電子帳簿保存法の改正内容とTKCシステムの対応」(TKC全国会システム委員会、令和3年10月)(一部改変)

10. 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

- (1) 公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いる。(令和4年度分以後の個人住民税について適用)
- (2) 給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載して申告する。
(令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等について適用)
- (3) 確定申告書における個人住民税に係る附記事項に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加する。(令和4年分以後の確定申告書を令和5年1月1日以後に提出する場合について適用)

11. 固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大等

- (1) 登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に所有権の登記名義人の死亡の符号等を追加。
- (2) 登記所から市町村への登記情報に係る通知事項にDV被害者等の住所に代わる事項を追加。
- (3) 固定資産課税台帳に記載されている事項について市町村が証明書の交付等をする際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならない。

※上記(1)の改正は民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日から、上記(2)及び(3)の改正は同条第2号に定める日から、それぞれ適用する。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartⅣ 納税環境整備④

1.2. 不動産取得税に係る登記所から都道府県への通知等

- (1) 登記所は、市町村に対して登記情報を通知した場合は、都道府県に対しても当該登記情報を通知しなければならない。
- (2) 不動産を取得した者が、その登記の申請をした場合は、都道府県に対する不動産取得税に係る申告又は報告を不要とする。
- (3) 上記(2)の場合においても、不動産取得税の賦課徴収に必要があると認めるときは、都道府県知事は不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関する事項を申告又は報告させることができる。
- (4) 都道府県が住宅及び住宅用地に係る特例措置の要件に該当すると認める場合は、不動産を取得した者から申告がなくとも当該特例措置を適用することができる。
- (5) 上記(1)～(3)は令和5年4月1日、(4)は令和4年4月1日から適用。

1.3. 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度等

- (1) 報告金融機関等の範囲に、海外投資家等特例業務届出者及び届出をして移行期間特例業務を行う者を加える
 - (2) 報告金融機関等の報告事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法を除外する
- (注)上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続におけるその配当等の支払の取扱者のその支払を受ける者等に関する事項の提供方法についても同様とする。

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年12月24日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和4年度税制改正大綱 PartⅤ 消費税

1. 適格請求書発行事業者について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。令和5年10月1日の属する課税期間中その登録開始日から2年を経過する日の属する課税期間までの間は、事業者免税点制度を適用しない。

2. 事業者の登録拒否と登録取り消し

納税管理人を定めなければならない事業者が適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合には、税務署長は拒否することができる。

また、登録を受けている当該事業者が納税管理人を定めていない場合や事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができる。

3. 仕入明細書による仕入税額控除の適用要件見直し(令和5年10月1日以後適用)

仕入明細書等による仕入税額控除は、売り手(課税仕入れの相手方)において課税資産の譲渡等に該当する場合に限定して仕入税額控除が可能になる。

4. 電子区分記載請求書による仕入税額控除の経過措置(令和5年10月1日以後適用)

区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合、電子区分記載請求書の保存で適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(80%控除・50%控除)の適用を受けることができる。

5. インボイス経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し(令和5年10月1日以後適用)

免税事業者である期間において行った課税仕入について、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かにかかわらず、その棚卸資産に係る消費税額の全額(現行では80%又は50%の額)の仕入税額控除が可能となる。

6. 特定収入を課税仕入れに充てた場合の仕入税額控除の調整規定の整備(令和5年10月1日以後適用)

交付要綱等により用途が特定されている特定収入について、免税事業者等からの課税仕入れに充てたことが、国等へ報告することとされている文書等により事後に確認できる課税期間においては、制限された仕入税額分を加算することができる(特定収入により支出された課税仕入れのうち、免税事業者等からの課税仕入れが5%を超える場合に限る)。